

栃木県産業労働観光部観光交流課 YouTube「The Grace of Japan, Tochigi」チャンネル運用方針

令和7（2025）年3月14日

栃木県産業労働観光部観光交流課インバウンド推進担当

1 目的

本方針は、栃木県産業労働観光部観光交流課（以下「観光交流課」という。）が運営する「The Grace of Japan, Tochigi」チャンネル（以下「当チャンネル」という。）の運用に関する事項について定める。

https://www.youtube.com/@the_grace_of_japan_tochigi/featured

2 基本方針

当チャンネルは、栃木県内の観光情報等に関する動画を配信することにより、観光誘客を促進することを目的とする。

3 運用方針

- (1) 当チャンネルは、観光交流課の職員が運用するものとする。
- (2) 当チャンネルでは次の情報を発信する。
 - ア 栃木県内の観光情報に関する動画
 - イ その他観光交流課長が必要と認めた動画
- (3) 当チャンネルで配信する動画について、自サイト等での埋め込み利用を希望する場合には、事前に観光交流課との協議を行うものとする。

使用の可否については、観光交流課で目的と効果を検討し、本方針に合致する場合に使用を認めるものとする。
- (4) 当チャンネルで配信した動画に関する意見及び質問等は、動画を所管する観光交流課で受け付けるものとする。

4 運用方針の周知・変更等

栃木県ホームページ栃木県ソーシャルメディア公式アカウント一覧

(<https://www.pref.tochigi.lg.jp/kensei/kouhou/hp/socialmedialist.html>)に掲載し、公開する。また、本方針は必要に応じて変更するものとし、変更した場合は、当該ホームページを通じて周知する。